一二月には諸太夫、改名し有馬肥前守と称す。一二月には諸太夫、改名し有馬肥前守と称す。(人呪)が同家に入り、一〇年(一七九八)一二月、誉純側から申し入れがあり、由緒をもって上藩主〕室)が生れている。丸岡藩有馬家とも、縁組成立に先立ち寛政定華(豊姫・淑姫。柳沢保興〔大和郡山藩主〕室)、貢姫(戸沢正令〔出羽新定姫(豊姫・淑姫。柳沢保興〔大和郡山藩主〕室)、貢姫(戸沢正令〔出羽新記

(一八三六)に内藤政優(三河拳母藩主)室となる。 (一八三六)に内藤政優(三河拳母藩主)室となる。 (一八三六)に内藤政優(三河拳母藩主)室となる。 (一八三六)に内藤政優(三河拳母藩主)室となる。 (一八三六)に内藤政優(三河拳母藩主)室となる。 (一八三六)に内藤政優(三河拳母藩主)室となる。 (一八三六)に内藤政優(三河拳母藩主)室となる。 (一八三六)に内藤政優(三河拳母藩主)室となる。

摘されている。 ・ で、文化七年や文政年間(一八一八-三〇)の成果につなげた点が指 が、老中水野忠成分家水野忠実の関係を活かし唐物販売権拡大を画策 した大名として知られる。また重豪は、寺社奉行脇坂安董や若年寄有馬 重豪の男子では、特に奥平昌高や黒田斉溥は、重豪同様に蘭学に傾倒

三 九代藩主斉宣

一○代藩主斉興養子としては、有馬家(筑後久留米藩)への縁組(他一人奥白河藩)、松平家(伊予松山藩)、大久保家(相模小田原藩)、斉宣嫡子での縁組では、最終的には本多家(近江膳所藩)、佐土原島津家、阿部家(陸一大道、松平家(伊予松山藩)、大久保家(相模小田原藩)、斉宣嫡子で、「大名・公家へ」の代藩主斉興養子としては、有馬家(筑後久留米藩)への縁組(他一人奥白河藩)、松平家(伊丁)、大久保家(相模小田原藩)、斉宣嫡子で、「大名・公家へ」の代藩主斉興養子としては、有馬家(筑後久留米藩)への縁組(他一人奥白河藩)、松平家(東京)、大久保家(日本)、大久保家(日本)、大久保護・大久の場合では、大名の書き、大名の書き、

も一門や大身分への縁組がなされている。は婚約のみ)と近衛忠凞簾中となる郁姫がいた。一方で家臣家に対して

ここでは、鳥津家における側室の扱いに関して、斉宣に関わる二つの

(二) 於八百一件

事例を取り上げる。

義弟佐野養伯家・亀山家跡は当時絶えていると説明している。 (宝鏡院)との間に男子が生れた。幼名憲之助、後の斉興(忠温)である。(宝鏡院)との間に男子が生れた。幼名憲之助、後の斉興(忠温)である。(宝鏡院)との間に男子が生れた。幼名憲之助、後の斉興(忠温)である。(宝鏡院)との間に男子が生れた。幼名憲之助、後の斉興(忠温)である。(宝鏡院)との間に男子が生れた。幼名憲之助、後の斉興(忠温)である。(宝鏡院)との間に男子が生れた。幼名憲之助、後の斉興(忠温)である。(宝鏡院)との間に男子が生れた。幼名憲之助、後の斉興(忠温)である。(宝鏡院)との間に男子が生れた。幼名憲之助、後の斉興(忠温)である。(宝鏡院)との間に男子が生れた。幼名憲之助、後の斉興(忠温)である。(宝鏡院)との間に男子が生れた。幼名憲之助、後の斉興(忠温)である。(宝鏡院)との間に男子が生れた。幼名憲之助、後の斉興(忠温)である。(宝鏡院)との間に男子が生れた。幼名憲之助、後の斉興(忠温)である。(宝鏡院)との間に男子が生れた。幼名憲之助、後の斉興(忠温)である。

憲之助については、同年二月に婚姻している。 憲之助については、同年二月に婚姻している。 憲之助については、同年二月に婚姻している。 憲之助については、同年二月に婚姻している。 憲之助は寛政 での取り計らい故「様」文字使用も内分とされている。憲之助は寛政 での取り計らい故「様」文字使用も内分とされている。憲之助は寛政 でのいて願書が提出され、翌年四月に婚姻している。

である。はじめ佐野善次郎実子として大奥に奉公しており、寛政四・五の説明と異なることが判明した。於八百は鈴木氏(甚五郎勝直)娘嘉代この間、斉興生母於八百について、その素性・実母について先の佐野

て記録所にも関係書類が保管される。年のの生の訴えで経緯が明らかにされ、同八年二月には一件が整理され

> とされた一件といえる。 とされた一件といえる。

於八百は寛政一一年(一七九九)九月に英姫を出産、文化四年(一八〇 於八百は寛政一一年(一七九九)九月に英姫を出産、文化四年(一八〇 が八百は寛政一一年(一七九九)九月に英姫を出産、文化四年(一八〇 於八百は寛政一一年(一七九九)九月に英姫を出産、文化四年(一八〇 於八百は寛政一一年(一七九九)九月に英姫を出産、文化四年(一八〇 於八百は寛政一一年(一七九九)九月に英姫を出産、文化四年(一八〇 於八百は寛政一一年(一七九九)九月に英姫を出産、文化四年(一八〇

意を伝えている。

意を伝えている。

意を伝えている。

のは、一八三三)一月一五日、重豪が死去した際に、その報せは天保四年(一八三三)一月一五日、重豪が死去した際に、その報せは

(二) お蘭一件

寛政一一年三月二九日、斉宣三男寛二郎(忠公)が生れる。母は継室

年(一八〇一)七月二三日にも祀姫(随姫。佐土原鳥津忠徹室)を生んで丹羽氏とされるが、実母は中根半平正房(若水)娘お蘭であり、享和元

いる。

れた。以下その経緯を記す。 得被遊候上之御儀と承知仕候」と述べられた上で、お蘭の一件が報告さ 所者可成丈其儀無之方ニ有御座度と者申上候處、其所者勿論。御前御心外共道理相つまり候所ニ而者兎茂角ニ茂御座候得共、少々之不都合位ニ外共道理相つまり候所ニ而者兎茂角ニ茂御座候得共、少々之不都合位ニ外共道理相でより候所ニ而者兎茂角ニ茂御座候得共、少々之不都合位ニケ化二年(一八〇五)七月二五日付の国元家老宛市田盛常書状には文化二年(一八〇五)七月二五日付の国元家老宛市田盛常書状には

根若水が断りを入れてきた。島津家としては、お蘭は故島津久金(重豪 理ニ而者無之事候得共、其通ニ而者別而事立、世上江も相響、 も「當大奥江者難被召置、惣女中茂一統不致帰伏訳合茂有之」、といっ 生が願い出され、 留守居から達したところ、「内々者入組相成」、ついには病気で部屋に引 のであり「都而御家法通取計候事」故に自由にはできないとして、 代家老、寛政五年五月致仕)養女として島津家に勤め、藩主子女をなした 大奥江難被召置訳合者筆紙二難書取」と、 名茂出候事故、 ただ「御家法申立、異論之取計ニ致候得者、 い出す可能性もあり、その時は暇を与えるとの内慮であると伝えている。 てこのまま在宿させる訳にもゆかず、国元へ遣わそうとすれば永暇を言 これを認めて当分在宿させている状況だった。市田は、たとえ全快して 入り、 国元行きが延期される。お蘭の病気がすぐれぬ故に、宿元での養 (享和元年頃)お蘭に対して国元への下向を命じたところ、 當分者先其儘二而被差置候」と現状を報告、さらに 島津家でも中根家が家禄千石で取締りも行き届くため、 江戸藩邸大奥のお蘭に対する いつかたへ相聞得候而も非 却而御家 父中

当家老もお手上げ状態であった。空気を国元へ伝え、解決策を何通りでも示して欲しいと述べる。奥向担

別に婚姻し子供が生れた時など、寛二郎が継室丹羽氏の養いにされても ことについては婉曲に否定の回答を示している 世不如意なく宛行うことはどうか、先例も無いとして、 とする。結果、当分今の状態で、時節をもって下屋敷などに家作して一 所ない理由で養子に入る場合国主になりうるので、その場合支障がある 之筋二茂可御座」と、格に関わる点に懸念を示す。寛二郎については えるしか無いとしながら、一方で先例を調査したことも記し、四代藩主 斉宣には寛二郎を他家の養子とする考えは無いとしながらも、 の上での評議は、お蘭本人に存念無くとも万一両親などの考えで無理に た例は確認できたが、暇を下され縁組した例などは見えず、とする。 吉貴・五代藩主継豊の妾が、自分の生んだ子女の入った先などへ引越し 「外々様江御養子之 「実者異父御兄弟之御続に茂相當り、先方軽キ向ニ茂候者、 これに対する一二月付二九日付の国元家老返書には、内慮通り暇を与 思召者不被為在旨、先年 御沙汰被為在候」と、 お蘭に暇を出す もし拠ん 御不相當

再婚して出生の場合の懸念を示している。られても、その実例が無いとしながら吟味し、年齢により永暇の女性が実家が他所で島津家家臣養女になった者の永暇に関する問題検討を命じ

婚する事例がほぼ無かったことも確認できる。本件では、藩主子女を生んだ側室に暇を出した場合に懸念されたのとが、「誰が父親か」が問題とされたことを示す。が再婚後の男子出産であり、「誰が父親か」が問題とされたことを示す。

(三) 子女の縁組

江戸に赴くのは寛政九年正月晦日、江戸には四月一三日に着くが、東御いことを理由に、暫く鹿児島に留まることを老中に申請し許可される。嗣に定められ、幕府には年齢を七つとして報告された。嫡母は佐竹氏と嗣に定められ、幕府には年齢を七つとして報告された。嫡母は佐竹氏と

所藩主本多康禎と婚姻、年金三百両が支給されている。 第子銀之進(昭邦・斉邦)との縁組内約がなされ、同六年九月に近江膳 は許可を受けている。しかし縁無く終わったのであろう、操姫は文化二 関勝娘喜代。寛政八年三月一九日には、操姫と池田治道(因幡鳥取藩主) 関勝娘喜代。寛政八年三月一九日には、操姫と池田治道(因幡鳥取藩主)

寛政九年三月一八日、鹿児島では、御年寄格の島津久健娘寿賀が女子寛政九年三月一八日、鹿児島では、御年寄格の島津久健娘寿賀が女子島が隣を生み、同年六月には於隣が種子島久柄嫡子鶴袈裟(久道)に入輿が隣を生み、同年六月には於隣が種子島久柄嫡子鶴袈裟(久道)に入輿が隣の島津八年三月一八日、鹿児島では、御年寄格の島津久健娘寿賀が女子寛政九年三月一八日、鹿児島では、御年寄格の島津久健娘寿賀が女子である。

一○月には佐土原島津家忠持嫡子護之助(忠徹)と再び縁組する。が、兵五郎が翌年死去したため、九月には破談が周知される。この直後、予宇和島藩伊達村壽嫡子兵五郎への縁組が内談され、六月に許可されたに改名、江戸に上り高輪邸にも一時滞在していたが、文化四年三月、伊享和元年(一八○一)七月に誕生した祀姫(実母お蘭)は、その後随姫享和元年(一八○一)七月に誕生した祀姫(実母お蘭)は、その後随姫

月に聡姫に改める。 御拠儀有之」、双方熟談の上とされた。同六年一二月、この年養父正権 苗姫と改め、一四日に水野忠韶養子忠篤(毛利治親子・斉房弟)と婚約する。 花鑑壽婿養子で夫人(鑑壽長女登勢子)を文化一四年三月に喪っていた 年年長)が同一五年に婚姻する。苗姫は、文政二年(一八一九)六月に立 男)が養子に入り、この年一二月に重豪養女とされた於並(苗姫より一 る。しかし忠篤は文化一三年八月に死去、水野家には忠実(酒井忠徳二 二七日に鹿児島を発ち、一一月六日に江戸に着く。同一二年一一月に 月二一日には、島津太郎次郎(佐多久福)と縁組したが、文化一〇年 七月一八日に鹿児島城大奥で、青木盛皎娘を母として生れる。 より陸奥白河藩主を相続した阿部正篤と婚約、聡姫に改名、同一○年七 鑑賢と婚約するものの、文政三年一○月破棄される。理由は「御内々無 (一八一三) 一二月に取り消され長姫様、翌年二月に聡姫に改め、 斉宣子女で、最も多く改名をしたのが六女の於長だった。享和二年 八月 -0

され、文政八年四月に鹿児島に帰着し六月に今和泉邸に入っている。こ去、八月に聡姫と同道し江戸に向かい、後に今和泉島津家の忠喬養子と花岡島津家久賢養子とされたが、文化一一年四月に重豪の命で同家を辞出産する。多津が二月八日に生んだ啓之助(久彰・忠剛)は一○日には文化三年二月、青木氏(琴)・荒田氏(多津)・林氏(伊尾)がそれぞれ

の実子に後の徳川家定御台所となる篤姫が生れることになる。

興が襲封する。

東が襲封する。

(四) 隠居斉宣と子女

頓挫し、結局重豪死後高輪邸に移っている。年一二月、総髪して溪山と称した。文政二年に大崎に移る話もあったが年一二月、総髪して溪山と称した。文政二年に大崎に移る話もあったが隠居させられた斉宣は文化一一年六月一八日、白金邸に移る。同一四

隠居以後に生れた子女では、早世した者を除き閑姫・定毅・春姫・久珍・寵姫があり、久道死去後異母姉松寿院(於隣)が家政を取り仕切っ珍・寵姫があり、久道死去後異母姉松寿院(於隣)が家政を取り仕切っていた種子島家を相続した久珍以外、大名家との縁組である。文化九年正月に佐藤氏を母として生れた閑姫と松平(戸田)光庸(信濃松本藩)の正月に佐藤氏を母として生れた閑姫と松平(戸田)光庸(信濃松本藩)の正月に佐藤氏を母として生れた閑姫と松平(戸田)光庸(信濃松本藩)の正月に佐藤氏を母として生れた閑姫と松平(戸田)光庸(信濃松本藩)の正月に佐藤氏を母として生れた閑姫と松平(戸田)光庸(信濃松本藩)の正月に佐藤氏を母として生れた閑姫と松平(戸田)光庸(信濃松本藩)の正月に佐藤氏を母として生れた閑姫と松平(戸田)光庸(信濃松本藩)の正月に佐藤氏を母としての活動と共に、江戸に滞在を続ける斉宣と幕府大奥でおり、藩主としての活動と共に、江戸に滞在を続ける斉宣と幕府大奥の頂点にある広大院との関係などについて研究が深められている。余談でおり、藩主としての活動と共に、江戸に滞在を続ける斉宣と幕府大奥におり、藩主としての活動と共に、江戸に滞在を続ける斉宣と幕府大奥でおり、藩主としての活動と共に、江戸に滞在を続ける斉宣と幕府大奥の頂点にある広大院との関係などについて研究が深められている。

はなくなるが、「御両敬様方御同様」の振り合いが通知されている。がなされ、熟談の上、離縁となった。以後同家は「御近親様」の扱いで文政二年(一八一九)八月には戸田家の所帯向が「極御難渋ニ付」断りさて縁組はしたものの、閑姫と光庸は「未御婚姻不被為整候」内に、

四 一〇代藩主斉興の縁組と茂姫・郁姫

(一) 正室池田氏と側室

期の両家を結ぶ存在となる。 財の両家を結ぶ存在となる。 が、特に於郁は近衛忠凞との縁組により、茂姫に続き近世後 をがいるが、特に於郁は近衛忠凞との縁組により、茂姫に続き近世後 をがいるが、特に於郁は近衛忠凞との縁組により、茂姫に続き近世後 が、一時 のは大名家に縁組している。父斉宣の子女で養女とされた於郁・勝姫・ 他は大名家に縁組している。父斉宣の子女で養女とされた於郁・勝姫・ 他は大名家に縁組している。父斉宣の子女で養女とされた於郁・勝姫・ のが、特に於郁は近衛忠凞との縁組により、茂姫に続き近世後 がは大名家に縁組している。父斉宣の子女で養女とされた於郁・勝姫・ をいいるが、特に於郁は近衛忠凞との縁組により、茂姫に続き近世後 がは大名家に縁組している。父斉宣の子女で養女とされた於郁・勝姫・ をいいるが、特に於郁は近衛忠凞との縁組により、茂姫に続き近世後 がは大名家に縁組している。父斉宣の子女で養女とされた於郁・勝姫・ をいいるが、特に於郁は近衛忠凞との縁組により、茂姫に続き近世後 をいいるが、特に於郁は近衛忠凞との縁組により、茂姫に続き近世後

(二) 近衛忠凞簾中郁姫

和泉島津忠厚長男・久徴養子)との縁組が命じられている。室青木氏(琴)との間に生れ、一五日に加治木島津家省之進(久徳。今室宣七女の於郁(郁姫・興子)は、文化四年(一八〇七)三月五日、側

一一月付の頴娃信濃久喬の通達では、お郁実母は琴(青木氏)ながら、

こと(琴)だが、伊尾出生の筋とされている。 た文化八年一二月の実母調査報告でも「於郁殿」の実母は青木盛旻娘の思召によって母を伊尾(林安右衛門昌世妹)とする旨通知されている。ま

近衛家との縁組は、近衛家久簾中亀姫・満姫が相次いで亡くなって以来は無かったが、その関係は継続していた。藩主斉興襲封直後に再度のたで、有馬から伏見、宇治万福寺参詣後、一九日に近衛基前邸を訪問た際に、有馬から伏見、宇治万福寺参詣後、一九日に近衛基前邸を訪問た際に、有馬から伏見、宇治万福寺参詣後、一九日に近衛基前邸を訪問と藩主斉興を通じて幕府への許可を申請している。と藩主斉興を通じて幕府への許可を申請している。と藩主斉興を通じて幕府への許可を申請している。と藩主斉興を通じて幕府への許可を申請している。と藩主斉興を通じて幕府への許可を申請している。

文化一一年(一八一四)六月二四日、翌年の日光社参(家康廟二百回文化一一年(一八一四)六月二四日、翌年の日光社参(家康廟二百回文化一一年(一八一四)六月二四日、翌年の日光社参(家康廟二百回文化一一年(一八一四)六月二四日、翌年の日光社参(家康廟二百回文化一一年(一八一四)六月二四日、翌年の日光社参(家康廟二百回文化一一年(一八一四)六月二四日、翌年の日光社参(家康廟二百回文化一一年(一八一四)六月二四日、翌年の日光社参(家康廟二百回文化一一年(一八一四)六月二四日、翌年の日光社参(家康廟二百回文化一一年(一八一四)六月二四日、翌年の日光社参(家康廟二百回文化一一年(一八一四)六月二四日、翌年の日光社参(家康廟二百回文化一一年(一八一四)六月二四日、翌年の日光社参(家康廟二百回文化一一年(一八一四)六月二四日、翌年の日光社参(家康廟二百回文化一一年(一八一四)六月二四日、翌年の日光社参(家康廟二百回文化一一年(一八一四)六月二四日、翌年の日光社参(家康廟二百回文化一年参向を先例にして、同一五年二月二七日にも甘露寺国長の高輪に重豪)・白金(斉宣)邸招待について幕府に申請されている。

には藩主斉興養女とされた。「近衛様御縁与内定」のためであり、七月され「殿」から「様」付とされ、六月には郁姫様と称され、七月八日於郁はこの年五月、重豪の命により、加治木島津家から「御取返」と

この状況で、郁君の実母について、従来林氏(伊尾)とされていたもこの状況で、郁君の実母について、従来林氏(伊尾)とされていたもこの、重豪の意向で内実通り青木氏(琴)とするように同年六月に通達のを、重豪の意向で内実通り青木氏(琴)とするように同年六月に通達が合き留置」状態であること、以後林氏との所縁は無いこと、幕府へは特被差留置」状態であること、以後林氏との所縁は無いこと、幕府へは特殊差留置」状態であること、以後林氏との所縁は無いこと、幕府へは特殊差留置」状態であること、以後林氏との所縁は無いこと、幕府へは、「神経」というに関係を表していた。

近衛基前は文政三年(一八二〇)四月一九日死去する。京都留守居から忌掛の人名や法号、中陰の日割などが通知され、簾中徳川氏(維君。 場別される。この続書には「御縁女」郁君、「妹」には将軍御台所茂を通知される。この続書には「御縁女」郁君、「妹」には将軍御台所茂をが記されている。近衛家にとり島津家は助力を期待できる存在であった。同年八月には「近衛様御事、御助力等ノ儀故左府(基前)御在世中だ。同年八月には「近衛様御事、御助力等ノ儀故左府(基前)御在世中が記されている。

一五年一一月一〇日死去)と共に、嘉永三年(一八五〇)三月二九日の死忠凞と郁君の婚姻は文政八年二月六日に行われた。伯母茂姫(天保

忠房も島津家との縁を重ね、斉彬養女貞姫を迎えている。去まで郁姫(興子)は島津家と近衛家の縁を取り結んだ。後に嫡子近衛

(三) 叙任と茂姫

文政六年(一八二三)三月一四日、留守居が老中水野忠成に呼ばれ、文政六年(一八二三)三月一四日、留守居が老中水野忠成に呼ばれ、文政六年(一八二三)三月一四日、留守居が老中水野忠成に呼ばれ、文政六年(一八二三)三月一四日、留守居が老中水野忠成に呼ばれ、文政六年(一八二三)三月一四日、留守居が老中水野忠成に呼ばれ、文政六年(一八二三)三月一四日、留守居が老中水野忠成に呼ばれ、文政六年(一八二三)三月一四日、留守居が老中水野忠成に呼ばれ、文政六年(一八二三)三月一四日、留守居が老中水野忠成に呼ばれ、

天保二年(一八三二)一月一八日、重豪は従三位に叙された。隠居後天保二年(一八三二)一月一八日、重豪は従三位に叙された。隠居後来の昇進が近衛家に打診されたものだが、近衛家からは剃髪以後の任官末の昇進が近衛家に打診されたものだが、近衛家からは剃髪以後の任官は難しいこと、位階については表だっては難しいものの検討・実現の可能性を示唆されている。近衛家を通じて、茂姫と朝廷への内々のルート能性を示唆されている。近衛家を通じて、茂姫と朝廷への内々のルート能性を示唆されている。近衛家を通じて、茂姫と朝廷への内々のルートを期待したものといえる。

興は天保九年一二月五日には参議とされ、前後して天保三年閏一一月二ある。しかも、以後天保一一年一二月四日には隠居斉宣も正四位上、斉り正四位下に叙された吉貴を除く)。重豪は隠居ながらこの格を破ったので中将が極位極官とされていた(正徳四年(二七一四)琉球両使引率の功によ島津家の官位については、藩祖家久の従三位は例外として、従四位上

ものとされる。 もので、家格にはならないとされている。また天保一三年(一八四二) 年の家慶の将軍就職をうけて三家方など続柄の面々に格別の昇進が命じ は、天保三年一一月二日の正四位下については、琉球国扶助や今回の使 から正四位上とされ、以後重豪同様の三位に執着する。斉宣の昇進につ 日と一三年一二月朔日に、琉球謝恩使と慶賀使引率の功として正四位下 とある。斉興嫡子斉彬は、天保五年一二月一六日に左近衛権少将に転任 られた際「当時御由緒」もあり、特に大御所家斉の思召によりなされた 者参府が理由に挙げられている。天保九年一二月五日の宰相叙任は、 の段階で少将となる先例が多い。年齢では重豪や斉興の13歳、斉宣の14 いては「御続柄ニ付格別之思召」によるものである。また斉興の事例で 歳に比べて早い段階の任官ではないが、家督相続以前である点でこれも 一二月朔日の正四位上昇進については「出格之以思召」命じられたもの 「御台様より厚御願も有之ニ付而、格別之思召を以」昇進を命じられた (文政七年一二月二五日従四位下侍従)する (25歳)。島津家では家督相続 前

おわりに

近世島津氏本宗家(島津忠良の系統である相州家・伊作島津家の系統)の無い場合があった。しかしそうせざるを得なかった状況、その置かれに関係を結ばなかった、という理解でよいのかという素朴な疑問である。に関係を結ばなかった、という理解でよいのかという素朴な疑問である。の無い場合があった。しかしそうせざるを得なかった状況、その置かれの無い場合があった。しかしそうせざるを得なかった状況、その置かれの無い場合があった。しかしそうせざるを得なかった状況、その置かれた歴史的・または社会的状況の分析は意味があると考える。

ただ子女の大名家との縁組は、確かに重豪以前は多くないが、家久が以降のことであり、縁組の件数、広がりは従来に無いものとなる。いっても茂姫と一橋家の婚姻により、結果として将軍御台所の実家と重豪の代において、大名家との両敬事例が表れ、増加する。また何と

経緯や影響などは今後の検討課題であろう。

正室の実子が本宗家家督を相続した事例は少ない(光久の生母は正室扱いされる。また綱貴は綱久正嫡だが、綱久は相続前に死去する。重豪は父重年いされる。また綱貴は綱久正嫡だが、綱久は相続前に死去する。重豪は父重年が加治木家当主の時に生れた。他には斉彬の例がある)。側室(妾)の果たし政を左右するような事態は無くとも(勿論抜擢されて一定の家格上昇や役政を左右するような事態は無くとも(勿論抜擢されて一定の家格上昇や役政を左右するような事態は無くとも(勿論抜擢されて一定の家格上昇や役政を左右するような事態は無くとも(勿論抜擢されて一定の家格上昇や役政を左右するような事態は無くとも(勿論抜擢されて)の果たした古貴実母二階堂氏や、継室扱いとされた江田氏が確認される。

光久を除き、側室の実父の名は『島津氏正統系図』などで確認できる。光久を除き、側室の実父の名は『島津氏本宗家における側室が旗本の娘から選ばれる動きのように、以降、徳川将軍家における側室が旗本の娘から選ばれる動きのように、以降、徳川将軍家における側室が旗本の娘から選ばれる動きのように、らない。本稿で扱った重豪側室於登勢(市田氏)の父は大坂藩邸の足軽きない。本稿で扱った重豪側室於登勢(市田氏)の父は大坂藩邸の足軽を現れないが、出自を武士身分に限定させるような施策を現在確認できない。本稿で扱った重豪側室が登勢(市田氏)の父は大坂藩邸の足軽

側室の出自に関する記録類が残されたのは、藩主子女とその実父母の側室の出自に関する記録類が残されたのは、藩主子女とその実父母の間室の出自に関する記録類が残されたのは、藩主子女とその実父母の別談がする場合も生じてきたのである。

(1) 拙稿「近世島津氏の縁組―重豪以前―」(黎明館企画特別展図録『島津重金)」(島津家資料刊行会発行、一九八五年)の如く、一般に重豪の代数は(全)』(島津家資料刊行会発行、一九八五年)の如く、一般に重豪の代数は「金)」(島津家資料刊行会発行、一九八五年)の如く、一般に重豪の代数は、(1) 拙稿「近世島津氏の縁組―重豪以前―」(黎明館企画特別展図録『島津重を())に示す。

(2) 三代藩主島津綱貴の娘亀姫は、元禄四年(一六九一)一〇月「高輪御前(2) 三代藩主島津綱貴の娘亀姫は、元禄四年(一六九一)一〇月「高輪御前(2) 三代藩主島津綱貴の娘亀姫は、元禄四年(一六九一)二月一五日付陽和院書状(『追録』二の八号)には「われわれはしめ子たちへめいめいに祝義たまいりめてたく」「ここ元ニても両(高輪・芝)屋敷一もん中何もかはる事なく候」と記され、藩主不在の江戸藩邸内女子への陽和院の立場を表わしている。同と記され、藩主不在の江戸藩邸内女子への陽和院の立場を表わしている。同している。また真修院については小林輝久彦「ある大名家の離婚―島津綱貴している。また真修院については小林輝久彦「ある大名家の離婚―島津綱貴している。また真修院については小林輝久彦「ある大名家の離婚―島津綱貴している。また真修院については小林輝久彦「ある大名家の離婚―島津綱貴と吉良義央女鶴子の場合―」(『大倉山論集』第五七輯、二〇一一年)参照。

「御見舞」し、翌年二月二五日にも尾張邸に入った記事がみえる。所収)には、宗信が寛保二年(一七四二)三月一五日や四月二日に尾張家へ(3)得能通昭「通昭録巻之四編年記稿巻之二」(『鹿児島県史料集』第五二集

「御記録所調書并諸書附目安」(東京大学史料編纂所蔵島津家本) 二九番の中第二一集、二〇〇八年)。なお江田氏実家の掌握が記録所でなされたものか、設の経緯などについては、拙稿「島津吉貴の時代」(『黎明館調査研究報告』(4) 後に本宗家二男家の花岡島津家祖となる。吉貴との関係や花岡島津家創

- 一冊が作成保管されていたようである。
- 修諸家譜』巻第百八の嶋津氏系図には「某氏」と表記される者が多い。(5)光久の庶子実母は、『島津氏正統系図(全)』には「家ノ女房」、『寛政重
- 第二五集、二○一三年)。 (6) 拙稿註(4)・「「島津家由緒」と薩摩瀋記録所」(『黎明館調査研究報告』
- する)の室に定められていた。但し婚姻以前に早世する。 (8) 婚姻は宝暦五年一二月(『追録』五の一七六三号)。黒田重政室。宝暦一二年七月に重政と死別し、真含院と改称した。その女子は重政の父継高の一二年七月に重政と死別し、真含院と改称した。その女子は重政の父継高の一二年七月に重政と死別し、真含院と改称した。その女子は重政の父継高の一二年七月に重政と死別し、真含院と改称した。その女子は重政の父継高の一二年七月に重政と死別し、真含院と改称した。その女子は重政の父継高の一二年七月に重政と死別し、真含院と改称した。その女子は重政の父継高の一二年七月により、「一旦の人」という。 (7) 内々に吉貴側室名越氏(於須磨)名跡及び吉貴隠居跡とされた。拙稿
- 儀礼の場ではその身に限り特別に扱われている。註(7)拙稿参照。(9)庶子久峯(知覧の私領主佐多家を相続)・定勝(入来院家相続)の場合、
- 【追録】五の一七九一・一七九二・一八○○・一八○五号。(10) 於菟・信解院。生母は信證院。定喬を生んだ後、松平定英とは離別する。
- (1)『追録』五の二二五三二二九六・二三二八・二三二九・二四三○号。
- (12) 『鹿児島県史料 薩摩藩法令史料集』 〔以下『法令』〕 五一七四号。
- 13)『追録』六の七三九・七六〇・七六一~七六三号。
- 企画特別図録『甦る島津の遺宝~かごしまの美とこころ~』二○一○年)参書、一九八○年)、山本博文『徳川将軍家の結婚』(文春新書、二○○五年)、重豪代以後の縁組については、例えば芳即正『島津重豪』(吉川弘文館人物叢重豪代以後の縁組については、例えば芳即正『島津重豪』(吉川弘文館人物叢重豪』(吉川弘文館人物叢

- (15)室は忠厚娘。越前島津家忠賞の養子は、享和二年(一八〇二)一〇月に忠公弟の武五郎とされていたが、文化六年(一八〇九)六月に「御取に忠公弟の武五郎とされていたが、文化六年(一八〇九)六月に「御取さ」とされている(但し「殿」付のまま。『追録』七の六七六号。『法令』大二三六·六二六二号)。忠公は、実母中根氏(お蘭)が国元への下向を拒み、を予告された(『法令』六二二五号)。これにより忠公は鹿児島へ下向するが、を予告された(『法令』六二二五号)。これにより忠公は鹿児島へ下向するが、を予告された(『法令』六二二五号)。これにより忠公は鹿児島へ下向するが、を予告された(『法令』六二二五号)。これにより忠公は鹿児島へ下向するが、を予告された(『法令』六二二五号)。これにより忠公は鹿児島へ下向するが、を予告された(『法令』六二八三号)。『法令』六二八三十八八・六三〇八号、『追録』七の一〇八九・一二二三号など)。の理論査研究報告』第一四集、二〇〇一号)参照。
- 郎氏解題参照。 ○年忠公養子、元服して忠教。天保一○年(一八三九)家督相続、文久元年(一八六一)同家を辞す。『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ』八の宮下満(一八六一)司家を辞す。『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ』八の宮下満(17)普之進。文政八年(一八二五)、初め種子島家養子となるも違変、文政一
- 稿註16別記「近世種子島家の家格について」参照。進・範之進が宮之城家養子、謙次郎が垂水家養子、於寶が肝付家、於幹が今進・範之進が宮之城家養子、謙次郎が垂水家養子、於寶が肝付家、於幹が今
- (19) 『追録』 六の三四四・三四六・三六五号
- (20) 『追録』 六の六四一・六四二・六五五・六六二・六六四・六六五・六六八号。
- (21) 『追録』 六の六七〇・六七一号。
- (22) 『追録』 六の六八二~六八四、六九二号、 『法令』 五一八五号。